

福岡医発第925号(地)

平成17年 8月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



山形県医師国民健康保険組合給付割合の変更について

標記の件につきまして、山形県医師国民健康保険組合より平成17年9月1日より変更する旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

○ 給付割合の改正

被保険者種別	改正前	改正後
第1種組合員(医師)	8割	7割
第2種組合員(従業員)及び世帯員	入院 8割 入院外 7割	

※3歳未満、前期高齢者及び老人保健対象者の方は、法に定める給付割合

○ 施行期日 平成17年9月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





17形医保発第53号
平成17年8月5日

各都道府県医師会会長 殿

山形県医師国民健康保険組合
理事長 荒井



本組合の給付割合変更について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本組合では平成17年7月21日開催の第97回通常組合会において規約の一部改正を行い、平成17年9月1日から下記のとおり給付の割合を変更することになりましたので、ご協力下さいますようお願いいたします。

なお、本組合の被保険者証を平成17年9月1日で更新いたしますことを申し添えます。

記

○ 給付割合の改正

被保険者種別	改正前	改正後
第1種組合員(医師)	8割	7割
第2種組合員(従業員)及び世帯員	入院 8割 入院外 7割	

※ 3歳未満、前期高齢者及び老人保健対象者の方は、法に定める給付割合

○ 施行期日 平成17年9月1日

